

鳥取県造林事業現地写真撮影要領

1 各施業種共通事項	<p>1 事業の施行地ごとに着手前及び完了後状況写真を撮影すること。着手前・完了後写真撮影地点はなるべく施行地の全体が撮影できる地点とし、原則として同一地で同一方向に向けて撮影するよう努めること。</p> <p>2 着手前・完了後は原則全景及び近景を撮影すること。なお、各施業種個別事項で規定されたものについては実施中の写真を撮影すること。</p> <p>3 現地写真撮影地点の位置情報が記録されたものであること。</p> <p>4 代理申請における事業実施前にかかる位置情報については、森林所有者からの位置情報をもとに代理申請者が再現した座標等に代えることができる。ただし、事業実施後については、代理申請者が現地完了を確認することから、位置情報を記録すること。</p> <p>5 位置情報にかかる電子データがある場合は、当該電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R等）に記録し、写真と共に保管すること。</p>
2 各施業種個別事項	<p>共通事項に加えて各施業毎に以下に基づき撮影すること。</p> <p>人工造林</p> <p>1 地拵状況、植付状況と分けて撮影すること。</p> <p>2 地拵状況については、着手前・完了後は全景写真とする。</p> <p>3 地拵において、「一貫作業システムの機械地拵併用」の標準単価を適用する場合は、車両系林業機械による全木集材（皆伐）の直後に作業道周辺の地拵を行った状況を撮影すること。</p> <p>また、施行地内に作設する森林作業道について、以下の写真を撮影すること。</p> <p>(1) 幅員を現地測定で求める場合 ボールが写り込むように測定状況の写真を撮影すること。</p> <p>(2) 延長を現地測量で求める場合 現地測量の実施状況を撮影するものとする。なお、地球測位システム（GNSS）等による測量の場合及び現地確認を行う場合にあってはこの限りでない。</p> <p>4 植付状況のうち近景については、植栽樹種を確認できるよう撮影すること。</p> <p>下刈り</p> <p>1 施行地の植栽木がⅡ齢級で下刈りの必要性のため植栽木の樹高調査を行う場合は、樹高測定状況写真を撮影することとし、植栽木にボール等をあてて撮影すること。</p> <p>2 施行地の植栽木がⅡ齢級で1の樹高調査の対象外となる施行地については、植栽木の樹高が明らかに3.0m以下である状況、又は、施行地内にクズ、竹が繁茂している状況を撮影すること。</p> <p>雪起こし</p> <p>1 着手前写真のうち近景については、倒伏状況が分かるよう倒伏木に対して垂直にボール等をあてた写真を撮影すること。</p> <p>2 完了後写真のうち近景について、麻縄等が写り込むよう撮影すること。</p> <p>枝打ち</p> <p>1 着手前及び完了後の近景写真については、枝打ち対象木にボール、又はスタッフをあてて着手前後の枝下高及び生枝の打ち上げ幅が分かるよう撮影すること。</p> <p>除伐</p> <p>1 着手前写真のうち近景については、除伐の必要性が分かるような写真を撮影すること。</p> <p>保育間伐</p> <p>1 完了後近景写真は伐根が写込むよう配慮して撮影すること。</p> <p>間伐</p> <p>1 完了後近景写真は伐根が写込むよう配慮して撮影すること。</p> <p>2 搬出材積の確定を、入荷伝票、出荷伝票等ではなく、事業主体からの申告により行う場合は、測定状況の写真を遠景及び近景それぞれ1枚以上及びいは積写真を撮影すること。</p> <p>3 「選木あり」の標準単価を適用する施行地については、以下の現地写真を撮影すること。なお、伐倒対象木と残し木のどちらをマーキングの対象とするかは事業主体の任意とする。</p> <p>(1) マーキングの作業状況が分かる写真 (1) 施行地につき1枚以上 (2) マーキングされた状況が分かるように施行地が撮影された現地写真 (施行地面積1ha未満にあっては1箇所以上、1ha以上5ha未満にあっては2箇所以上、5ha以上10ha未満にあっては3箇所以上（以下、5ha増すごとに1箇所追加））</p> <p>上記(1)、(2)の現地写真によりマーキングの状況が十分に示せない場合は、次のいずれかの資料により補足することとする。</p> <p>ア マーキング実施時の作業日報及び作業員出役簿 イ マーキング実施時の森林所有者の立合記録と立合状況写真</p> <p>4 施行地において、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合においては、2の人工造林の3のまた書きに準じて写真を撮影すること。</p> <p>更新伐</p> <p>1 間伐に準ずること。</p> <p>森林作業道</p> <p>1 鳥取県森林作業道実施基準及び平成27年12月14日付第201500137930号森林づくり推進課長通知によること。</p>
3 撮影枚数	<p>(1) 森林作業道以外</p> <p>着手前写真</p> <p>事業の施行地ごとに全景及び近景各1枚以上。 ただし、鳥取県造林事業実施要領の運用の5において規定する標準地の数が2箇所以上の施行地については、標準地の数以上の枚数とすること。</p> <p>実施中写真</p> <p>各区分ごとに1枚以上。</p> <p>完了後写真</p> <p>事業の施行地ごとに全景及び近景各1枚以上。 ただし、鳥取県造林事業実施要領の運用の5において規定する標準地の数が2箇所以上の施行地については、標準地の数以上の枚数とすること。</p> <p>(2) 森林作業道</p> <p>着手前写真</p> <p>路線ごとに起点及び終点において各1枚以上。 また、必要に応じて途中の区間においても撮影すること。</p> <p>実施中写真</p> <p>鳥取県森林作業道実施基準及び平成27年12月14日付第201500137930号森林づくり推進課長通知によること。</p> <p>完了後写真</p> <p>路線ごとに起点及び終点において各1枚以上。 また、必要に応じて途中の区間においても撮影すること。</p>

附 則

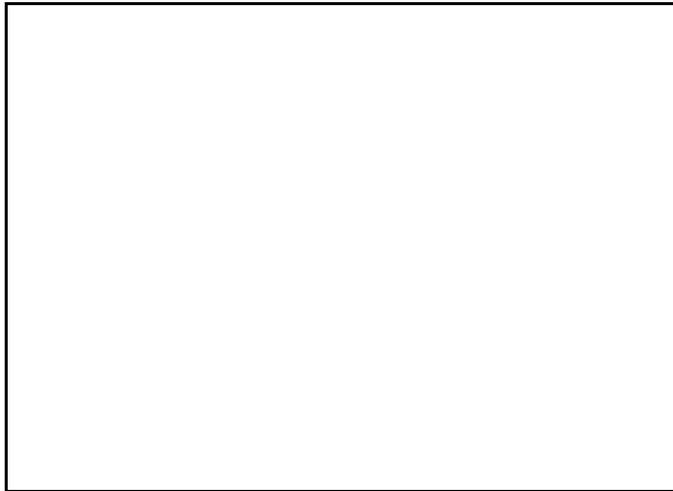
この改正は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度事業から適用する。

## 写真管理(例)

申請番号

---

事業  
実施前



座標

緯度

---

経度

---

事業  
実施後



座標

緯度

---

経度

---

(注1) 座標(緯度、経度)については、撮影された画像に反映されないことから、カメラに記録されたデータ、又はハンディGPS等により取得されたデータを記載すること。

(注2) 代理申請において、森林所有者からの位置情報をもとに代理申請者が再現した座標を記載する場合は、その旨を明記すること。(記載例:座標(代理申請者再現))